

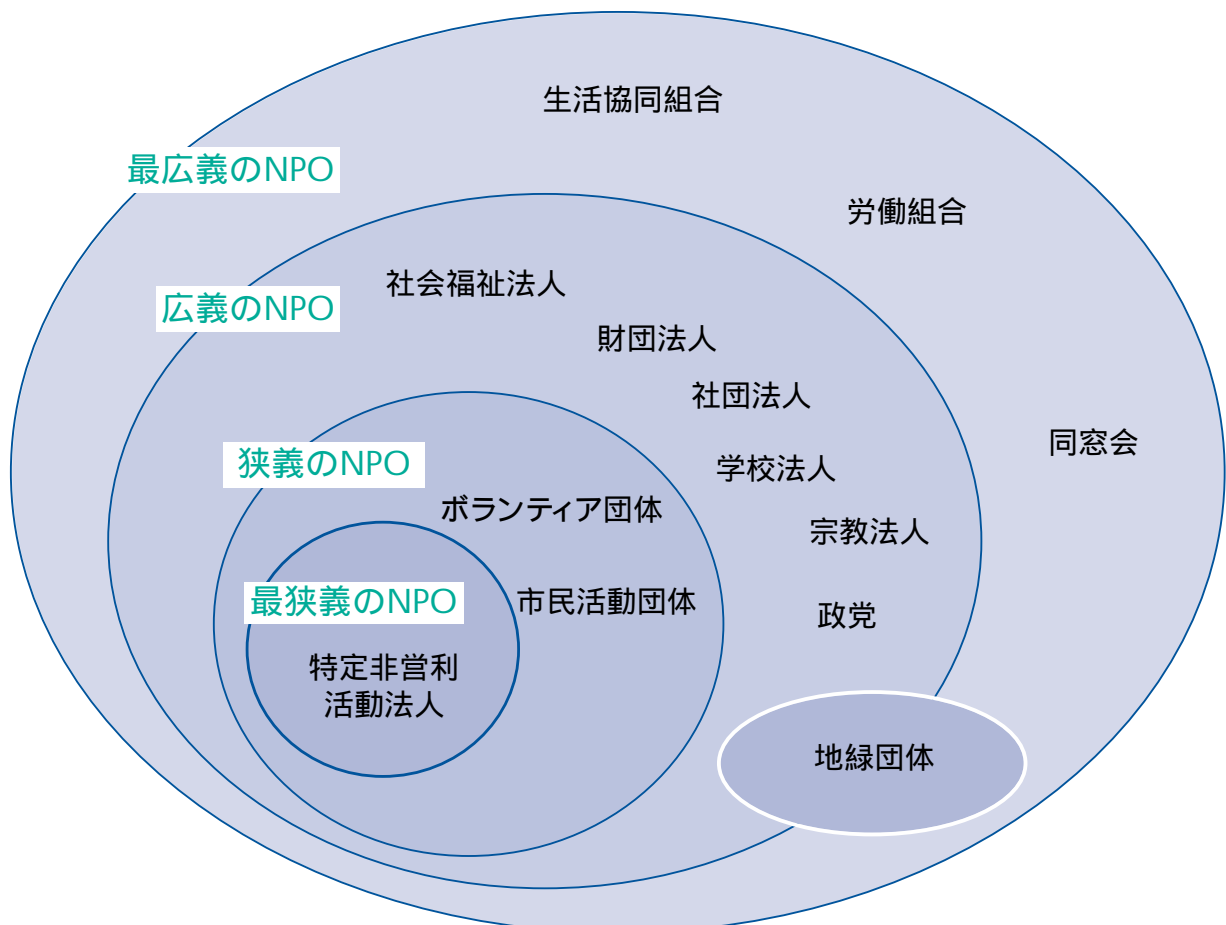
1. NPOとは

NPOは、「Non-profit Organization」という英語の頭文字からとったもので、直訳すると「非営利組織」または「非営利団体」となりますが、現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」という意味で使われることが多く、法人格の有無や活動の種類は問いません。

ただ、最も狭い意味では特定非営利活動法人のみを指す場合もありますし、広い意味では財団法人や社団法人、社会福祉法人のような公益法人を含めた意味で使われる場合もあります。

NPOは、市民が自発的にさまざまな社会問題やそれらの解決に主体的に取り組んだり、多角的な新しい社会サービスを提供したり、また市民が行政の施策に参画する際の主体となるなど、社会全体を緩やかに変革していく推進役としての役割が期待されています。

NPOの定義



2. 特定非営利活動促進法（通称「NPO法」）

営利を目的とせず、なんらかの社会的目的のために活動している民間の団体（NPO）が簡易に法人格を取れるようにすることを目的に作られた法律です。

この法律ができるまでは、非営利活動を目的とする団体が法人格を取得するには、巨額の基本財産や何千人という規模の会員数などが必要で、さらに許可するかどうかは行政の恣意的な判断に任されていましたが、このNPO法により、小規模な市民活動団体やボランティア組織でも一定の要件を満たせば、簡単に法人格を取得できるようになりました。

3. NPO法に関するこれまでの主な経緯

平成8年12月16日	与党3党が「市民活動促進法案」を衆議院に提出
平成10年2月26日	題名を「特定非営利活動促進法」とするなどの修正案を参議院に提出
平成10年3月19日	特定非営利活動促進法（NPO法）の成立
平成10年12月1日	NPO法の施行
平成11年2月23日	全国で最初の特定非営利活動法人（NPO法人）認証（北海道）
平成11年6月2日	全国で最初の不認証（東京都）
平成13年6月8日	「中間法人法」の成立
平成13年10月1日	認定NPO法人制度の創設
平成14年12月11日	改正NPO法の成立
平成15年2月	全国のNPO法人の認証数が1万を突破
平成15年4月1日	認定NPO法人制度の拡充
平成15年5月1日	改正NPO法の施行
平成16年2月13日	全国で最初のNPO法人認証取消し（内閣府）

4 . NPO法人

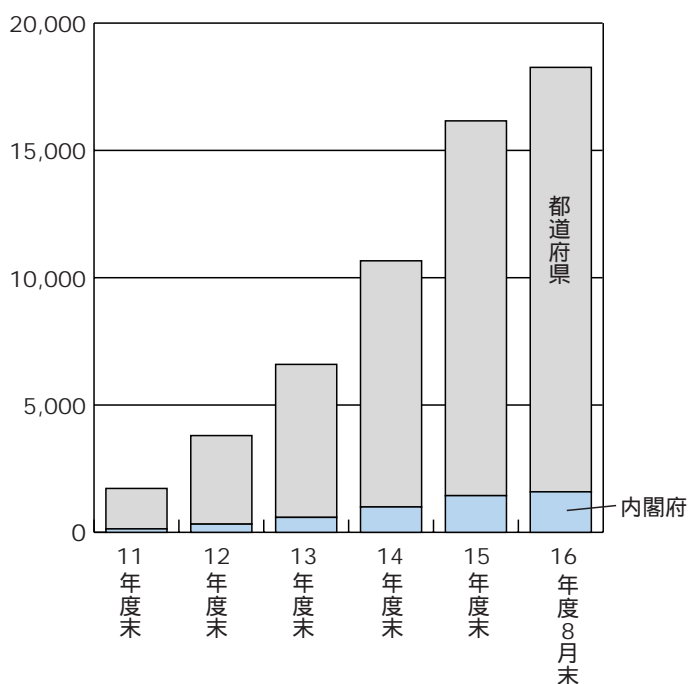
NPOという言葉は、営利を目的としない民間団体の総称として使われ、いわゆる「NPO法人」と任意団体との双方を含みますが、どちらも定款などで利益を分配しないことが明確にされる必要があります。

「NPO法人」については、NPO法に基づき、各都道府県又は国により認証され、法務局への法人登記を済ませた法人で、正式には「特定非営利活動法人」といいます。

保健、福祉、まちづくり、環境保全、国際協力等17分野のいずれかの活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（特定非営利活動）を行うことを主たる目的とし、10人以上の構成員がいること、政治活動や宗教活動を目的としないことなどの条件を満たしてはなりません。

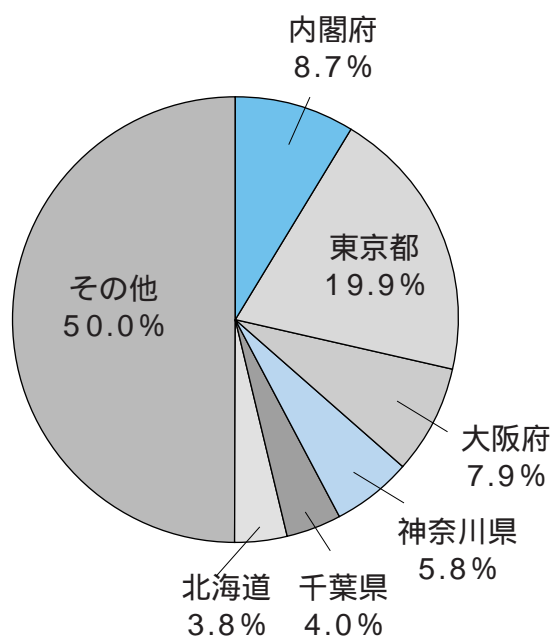
(1) NPO法人の認証数の推移

	11年度末	12年度末	13年度末	14年度末	15年度末	16年8月末 現在
内閣府	135	323	587	997	1,441	1,591
都道府県	1,589	3,477	6,009	9,667	14,719	16,670
合計	1,724	3,800	6,596	10,664	16,160	18,261



(2) 所轄庁別NPO法人数
(平成16年8月末)

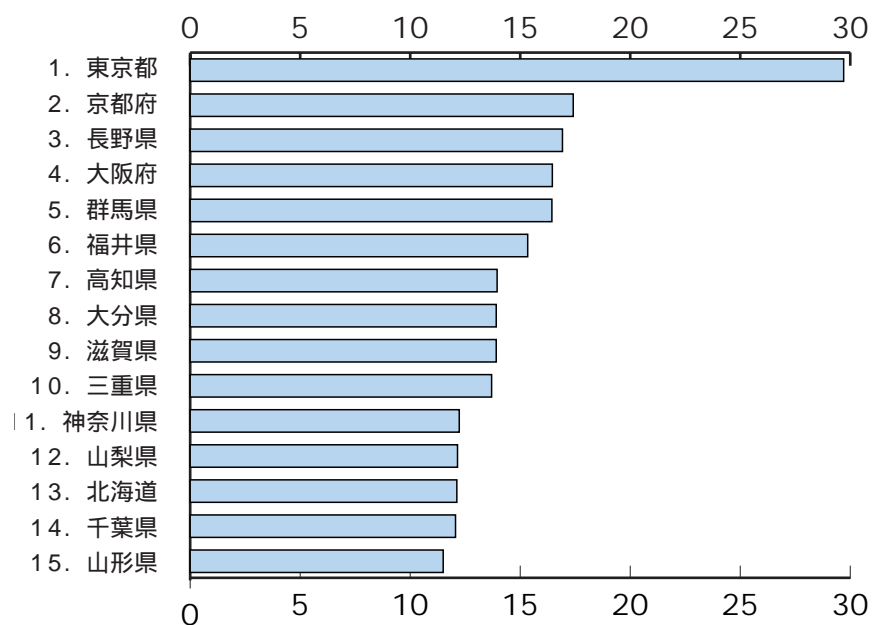
所轄庁	法人数
内閣府	1,591
東京都	3,629
大阪府	1,451
神奈川県	1,055
千葉県	723
北海道	687
その他	9,125
計	18,261



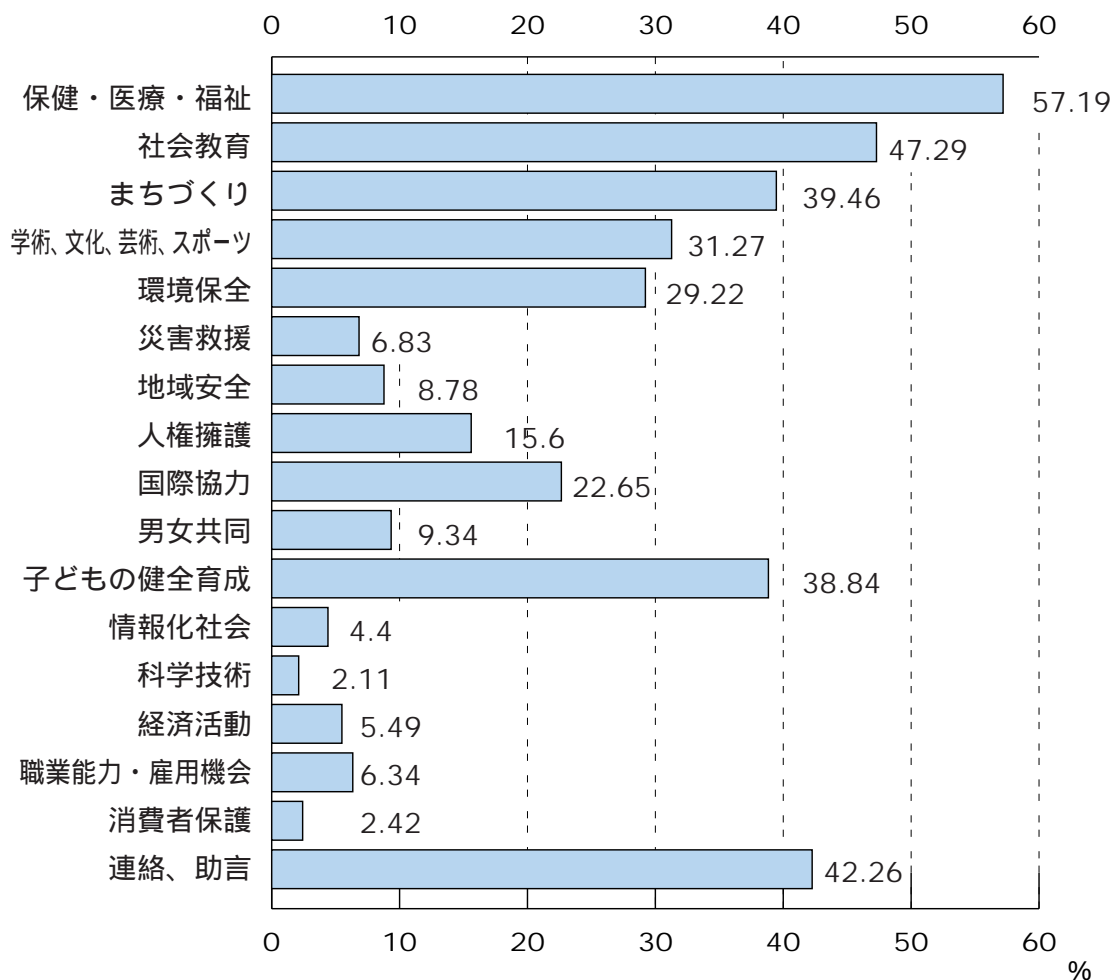
(3) 人口10万人あたり法人数 (平成16年8月末)

順位	所轄庁	法人数	順位	所轄庁	法人数
1	東京都	29.70	9	滋賀県	13.91
2	京都府	17.41	10	三重県	13.70
3	長野県	16.92	11	神奈川県	12.23
4	大阪府	16.46	12	山梨県	12.15
5	群馬県	16.44	13	北海道	12.12
6	福井県	15.34	14	千葉県	12.06
7	高知県	13.95	15	山形県	11.50
8	大分県	13.91			

上位15都道府県



(4) 分野別法人数 (平成16年6月末現在)



(注)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は100%になりません

5. 認定NPO法人

NPO法人の中で、一定の要件を満たし、国税庁長官の認定を受けたものを認定特定非営利活動法人(認定NPO法人)と呼びます。

認定を受けることで、その団体に寄附金を出した法人や個人が、その寄附金の一定の額を申告の時に所得から控除する(差し引く)ことができるようになるため、認定NPO法人は寄附を集めやすくなります。認定を受けるためには、適切な情報公開や事業・組織運営の適正性などの基本的要件の他に、広く一般からの支援を受けているなど、数多くの条件をクリアする必要があります。

しかし、これらの認定条件が厳しすぎ、NPO法人の実態に照らしてみても現実的でないとことから、NPO支援税制が一部改正され平成15年4月1日から施行されました。

平成16年8月末時点で、累計申請件数59、認定NPO法人は未だ24で、NPO法人全体に対する申請率は約0.3%、認定率は約0.1%で、改正前とほとんど変わっていません。

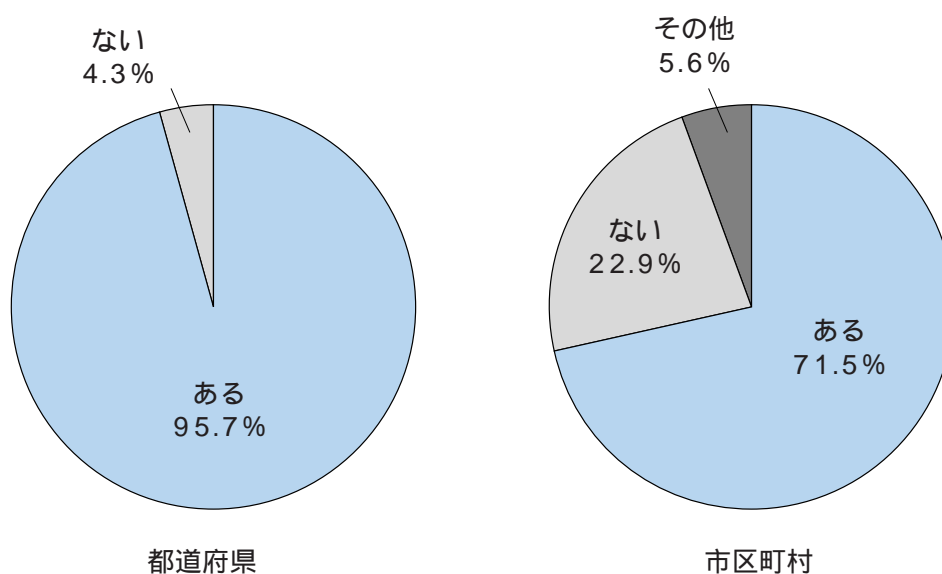
地方自治体のNPO支援策等の状況

(千葉県「地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査」(平成15年3月)から)

1. NPOを所管する部署

都道府県では約95%、市区町村では約70%が、「NPOを所管する担当部署がある」と回答しています。

NPOを所管する部署の有無



『地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査』

千葉県では、平成15年3月に、自治体のNPO関連施策の実態を把握し、今後の自治体とNPOとの協働のあり方を検討する目的で、全都道府県、全市、人口2万人以上の町村および東京都の特別区の計1057自治体を対象に調査を行い、777自治体から回答がありました。(回答率73.5%)

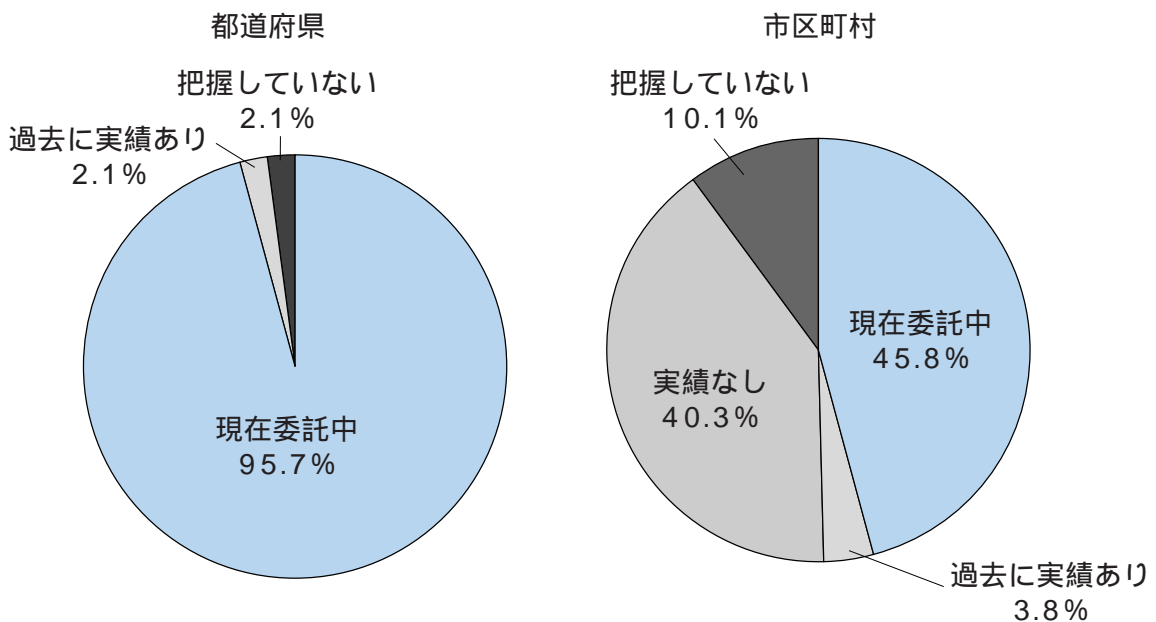
この結果を広く県民等に知らせ、また多くの自治体などで活用いただくため、千葉県NPO情報ネット(<http://www.chiba-npo.jp>)で公開しています。

2 . NPOへの事業委託

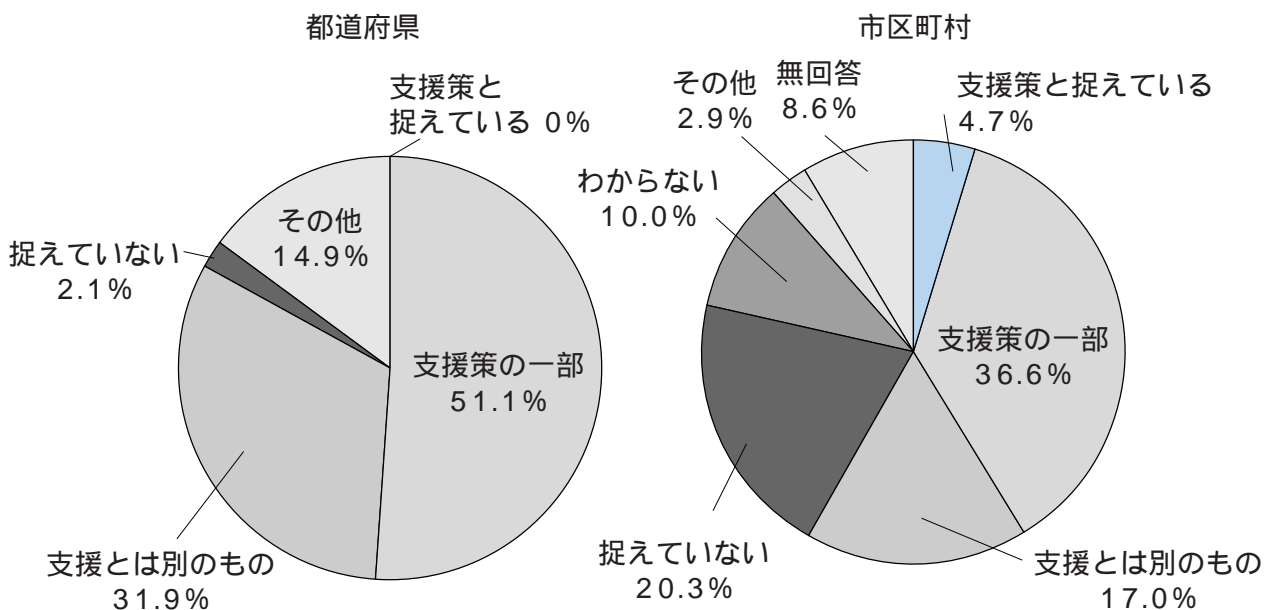
都道府県では約95%、市区町村では約45%が「NPOに現在委託している事業がある」としている一方、市区町村では約40%が「現在も過去も（NPOへの）委託を行っていない」としています。

なお、NPOへの事業委託を「NPO支援策、もしくはその一部」と捉えている自治体は、都道府県で51.1%、市区町村で41.3%で、一方「事業委託と支援策は別なもの」と捉えている自治体は、都道府県で31.9%、市区町村で17.0%でした。

NPOへの事業委託の有無



NPOへの事業委託と支援等の関係



3 . NPO支援策とその課題

47のすべての都道府県が「NPO支援が必要」と答え、市区町村では66.6%が「必要」と答えています。一方、「支援は必要ない」と答えた市区町村も約6%ありました。

また、すべての都道府県、約43%の市区町村が、NPOへの地方税の減免措置を実施し、32の都道府県、127の市区町村が、NPO支援センターを設置するなど、NPO支援策が自治体間で広がってきています。

一方、「自治体職員のNPOへの理解不足」、「契約する金額の妥当性が判断できない」、「NPOの事務処理能力に問題がある」など、自治体がNPOとのパートナーシップづくりを進める際の課題も明らかになってきています。

なお、NPO支援策の実施状況について、メニューごとの内訳は、以下のとおりです。

(都道府県母数 = 47、市区町村母数 = 730)

NPO支援策のメニュー		都道府県	市区町村
条例		12 (25.5%)	25 (3.4%)
基本方針		32 (68.1%)	68 (9.3%)
NPO支援センター		32 (68.1%)	127 (17.4%)
NPOを対象にした補助金		25 (53.2%)	158 (21.6%)
補助先を公募している補助金		24 (48.9%)	84 (11.5%)
基金および公益信託		13 (27.7%)	27 (3.7%)
融資制度		4 (8.5%)	3 (0.4%)
地方税の減免	・法人住民税の均等割	47 (100.0%)	315 (43.2%)
	・不動産取得税	17 (36.2%)	
	・自動車税	7 (14.9%)	
	・自動車取得税	16 (34.0%)	
	・都市計画税・固定資産税		55 (7.5%)
	・軽自動車税		60 (8.2%)

4. 自治体とNPOとの協働

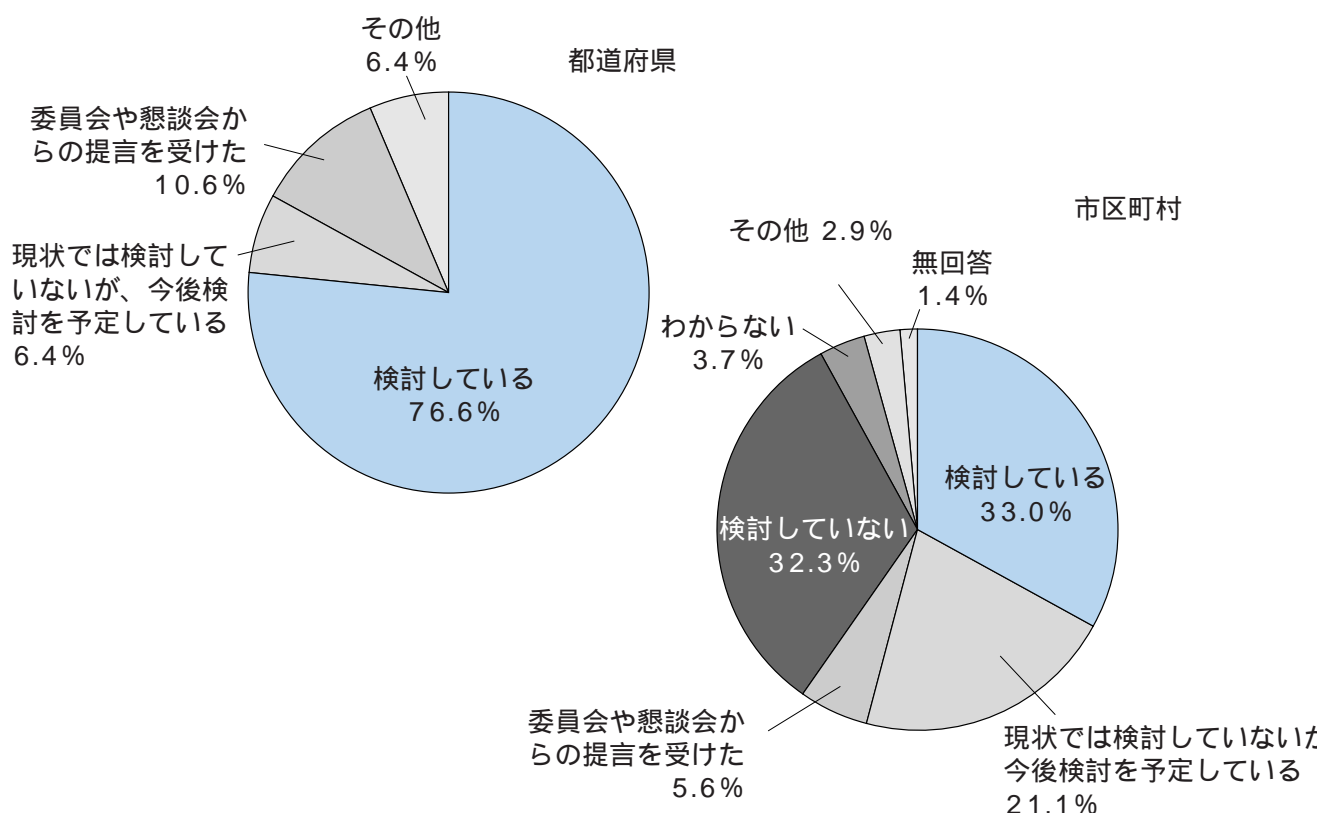
ここ数年、自治体とNPOとの協働がさまざまな場面で注目されています。いくつかの自治体では、協働の手引きや事務方針などを策定したり、協働事業提案制度をつくるなどの取り組みが広がっています。NPOとの協働に関して、何らかの検討をしているか、予定しているなどと回答したのは、都道府県の約94%、市区町村の約60%にのびりました。

しかし、協働「パートナーシップ」という場合もあるものの目的、ビジョンについて議論が始まったばかりで、各自治体によってとらえ方が異なっているのが現状です。

「自治体とNPOとの協働の形態」として、「情報交換・意見交換」「企画立案への参画」「事業協力」「実行委員会・共催」「補助」「後援」「公共施設等の提供」「委託」などが挙げられます。

これからの地域づくりを進めていく中で、自治体とNPOがそれぞれ果たす役割を明確にしつつ、受益者となる地域住民などに対して、どのようにその効果を示すことができるかなどについてきちんと検証していくことが課題となるでしょう。

自治体とNPOとの協働に関する検討の有無



NPO支援、NPOとの協働

このセッションの資料については、千葉県が実施した「地方自治体のNPO支援策等に関する実態調査」(平成15年3月)をもとに、都道府県の施策を中心に掲載していますが、調査以降につくられた制度についても、千葉県の責任において、できる限り反映させています。

1.NPO支援に関する基本的な方針等について

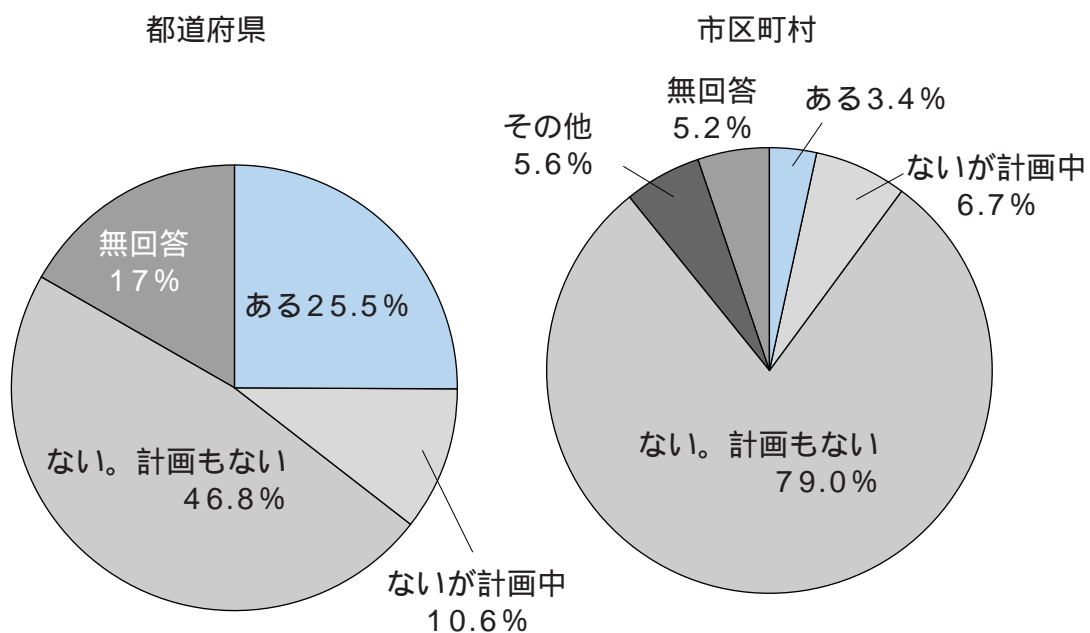
NPO支援やNPOとの協働に関して、条例や基本方針・指針を策定している自治体があります。

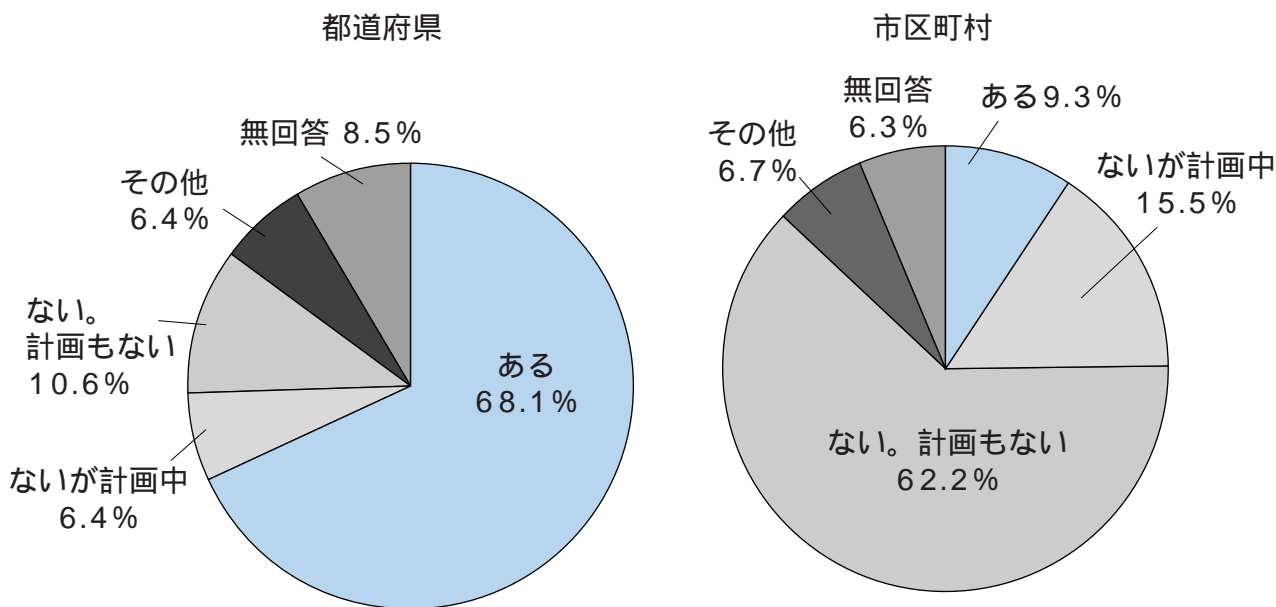
条例とは、自治体が、法令の範囲内において制定する法規であり、議会の議決によって成立することを原則としています。

基本方針や指針は、基本的な方向性を具体的な施策にする際の基準や方向性を示したもので、議会の議決を経ずに策定されるものです。

こうしたNPOに関連した条例や基本方針・指針などの策定には、市民参加の手法(パブリックコメント、市民公募委員制度、審議会、懇談会・懇話会、ワークショップ、公聴会、市民による事業評価制度など)が採用されるケースも増えてきています。

NPOに関する条例





2 . NPO支援センター

NPOの活動を支援するため、相談窓口や会議室を設け、印刷機などの設備を貸し出す施設のことです。

自治体が設置するものと、民間が設置するものがあります。

自治体が設置するNPO支援センターの運営は、自治体が行っていたり、社団法人・財団法人などの公益法人や、NPOや市民で構成される運営協議会が行っているものなどがあります。

近年、施設の管理運営受託者が公募されるケースが多く見られるようになりました。

都道府県・政令市のNPO支援センター一覧

注(N)は特定非営利活動法人

設置自治体名	施設名	開設年月	運営形態	(民営の場合) 運営主体	今後の運営形態見直し予定の有無
北海道	北海道立市民活動促進センター	H13.6	公設民営(委託)	(財)北海道地域活動振興協会	無し
岩手県	いわてNPOサポートルーム	H13.6	公設民営(委託)	花巻文化村協議会	無し
宮城県	宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)	H13.4	公設公営(一部委託)	施設運営業務:(N)社の伝言版ゆるる 「みやぎNPO情報ネット」運用業務:(N)社の伝言版ゆるる 施設清掃業務:(N)チャレンジネットワークみやぎ	有り
秋田県	遊学舎NPO活動支援室	H14.11	公設民営(委託)	ボランティア・NPO相談及びコーディネート:あきたNPOセンター ボランティア・NPO活動ニュース:あきたパートナーシップ 市民活動情報ネット事務局:あきたHにまちネットワーク	無し
福島県	県民ふれあい広場(みらい工房)	H13.12	公設民営(委託)	(N)会津NPOセンター	無し
茨城県	交流サルーンいばらき	H11.11	公設民営(委託)	大好き いばらき 県民会議	無し
栃木県	とちぎボランティアNPOセンター	H15.11	公設民営(委託)	栃木県NPO協会	無し
群馬県	NPO・ボランティアサロンぐんま	H14.11	公設民営(委託)	群馬NPO協議会	無し
埼玉県	彩の国市民活動サポートセンター	H13.8	公設民営(委託)	(財)埼玉県市民活動総合センター	無し
千葉県	NPOパートナーシップオフィス	H14.4	公設公営		無し
神奈川県	かながわ県民活動サポートセンター	H8.4	公設公営		有り
新潟県	新潟県NPOサポートセンター	H15.8	公設民営(委託)	(N)新潟NPO協会	有り
富山県	富山県民ボランティア総合支援センター	H9.9	公設民営(補助)	(N)富山県民ボランティア総合支援センター	無し
石川県	石川県NPO活動支援センター	H13.8	公設民営(委託)	(財)石川県県民ボランティアセンター	有り
福井県	ふくい県民活動センター	H13.3	公設公営		無し
山梨県	山梨県ボランティア・NPOセンター	H15.12	公設民営(補助)	(N)山梨県ボランティア協会	無し
長野県	ボランティア交流センターながの	H10.5	公設公営		無し
静岡県	ふじのくにNPO活動センター	H11.9	公設民営(委託)	NPO協働体F J I	無し
愛知県	あいちNPO交流プラザ	H15.1	公設公営		無し
三重県	みえ市民活動ボランティアセンター	H10.12	公設協働営		有り
滋賀県	淡海ネットワークセンター	H9.4	公設民営(補助)	(財)淡海文化振興財団	-
大阪府	大阪NPOプラザ	H14.4	公設民営(補助)	(社福)大阪ボランティア協会	無し
兵庫県	ひょうごボランティアプラザ	H14.6	公設民営(委託)	(社福)兵庫県社会福祉協議会	無し
奈良県	奈良県総合ボランティアセンター	H14.7	公設民営(補助)	(社福)奈良県社会福祉協議会	有り
和歌山県	和歌山県NPOサポートセンター	H14.7	公設公営		有り
島根県	しまねNPO活動支援センター	H15.4	公設民営(補助)	(財)島根ふれあい環境財団21	無し
岡山県	おかやまボランティア・NPO活動支援センター(ゆうあいプラザ)	H14.5	公設民営(補助)	(社福)岡山県社会福祉協議会	有り
山口県	やまぐち県民活動支援センター	H11.10	公設民営(委託)	(N)やまぐち県民ネット21	有り
徳島県	とくしま県民活動プラザ	H14.7	公設民営(補助)	(N)とくしま県民活動プラザ	有り
愛媛県	愛媛県NPO支援センター	H14.4	公設民営(補助)	(社福)愛媛県社会福祉協議会	有り
高知県	高知県ボランティア・NPOセンター	H11.10	公設民営(補助)	(社福)高知県社会福祉協議会	無し
福岡県	福岡県NPO・ボランティア支援センター	H12.9	公設民営(委託)	(N)ふくおかボランティアネット	無し
長崎県	県民ボランティア活動支援センター	H12.7	公設民営(委託)	県民ボランティア活動支援センター運営協議会	無し
熊本県	NPOボランティア・協働センター	H14.4	公設公営		無し
沖縄県	沖縄県NPOプラザ	H15.6	公設民営(委託)		有り
札幌市	札幌市市民活動プラザ	H15.9	公設公営		
仙台市	仙台市市民活動サポートセンター	H11.6	公設民営(指定管理者制度)	(N)せんだい・みやぎNPOセンター	無し
横浜市	横浜市市民活動支援センター	H12.10	公設民営	(社)横浜ボランティア協会	有り
名古屋市	なごやボランティア・NPOセンター	H14.4	公設民営(指定管理者制度)	ぼらんぼセンター・コンソーシアム	無し
大阪市	大阪市ボランティア情報センター	H12.12	公設民営(委託)	(社福)大阪市社会福祉協議会	無し
広島市	広島市まちづくり市民交流プラザ	H14.5	公設民営(委託)	(財)広島市ひとまちネットワーク広島市まちづくり市民交流プラザ	有り

愛媛県「各都道府県におけるNPO支援センターの運営状況調査」を参考に千葉県の責任において作成しました。

3. 公募型補助金

補助とは、「特定の事業や研究等を育成、助長するために、国や自治体が公益上必要があると認めた場合に、相手方から対価を受けないで支出するもの」です。

近年、NPOを対象にした補助金について、補助先を公募する自治体が増えてきています。

また、これまで既存団体に出されていた補助金も含めて、見直しを図ろうとする自治体の取り組みも注目されています。

名称	形態	応募資格	対象経費	補助率	審査機関	審査方法	回数制限	情報公開
八王子市市民企画事業補助金制度	一般財源	5人以上の団体	直接事業費	定額 2分の1	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	有り	報告会、書類公開
豊島区区民活動支援事業補助金	一般財源	10人以上・2年以上の活動歴	直接事業費	2分の1	第三者機関	書類審査	なし	審査委員会議事録の公開
広島市補助事業提案募集	一般財源	団体	直接事業費	2分の1	庁内プロジェクトチーム	書類審査	無し	書類公開
我孫子市公募補助金	一般財源	10人以上の団体	直接事業費 備品費の一部対象	10～50%	第三者機関	書類審査	有り	選考結果
長野県NPO活動助成事業	一般財源	NPO法人、準ずる団体	直接事業費	2分の1	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	無し	選考結果
犬山市市民活動助成金	一般財源	登録団体	直接事業費	定額	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	無し	報告会
知多市市民活動促進補助金	一般財源	10人以上の団体	直接事業費	定額	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	有り	報告会
横浜市市民活動推進助成金	一般財源	5人以上・1年以上の活動歴	事務所の賃借料・光熱水費	3分の1 2分の1	第三者機関	書類審査	有り	書類公開
千葉県NPO活動費補助金	一般財源	団体	直接事業費、機材備品購入費、間接経費の一部対象	定額、 2分の1	第三者機関	プレゼンテーション後、審査	有り	書類公開
横須賀市市民協働推進補助金	一般財源	団体	直接事業費	定額、 2分の1	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	有り	報告会、書類公開
相模原市パートナーシップ事業助成金	一般財源	5人以上の団体	直接事業費	定額	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	有り	報告会
小田原市市民活動応援補助金	一般財源	3人以上の団体	直接事業費	定額、 2分の1	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	有り	報告会、書類公開

4. 基金、公益信託

NPO活動を推進するため、条例に基づき基金を設置したり、公益信託制度を利用して、NPOに助成を行っている自治体もあります。

基金には、元本を取り崩さずにその運用収益をもって継続的に助成活動を行うものと、一定期間内に元本と運用収益の全額を助成活動に使いきるものがあります。

公益信託とは、個人や団体が自らの財産を信託銀行等に信託し、定められた公益目的に従い、公益性の高い活動に助成する制度です。

名称	自治体名	形態	応募資格	対象経費	補助率	審査機関	審査方法	回数制限	情報公開
世田谷まちづくりファンド	世田谷区	公益信託	3人以上の団体	直接事業費 運営費・人件費補助部門あり	定額	第三者機関	公開審査会	有り	発表会
公益信託ひらつか市民活動ファンド	平塚市	公益信託	3人以上の団体	直接事業費	定額	第三者機関	公開審査会	有り	報告会
四日市市民活動ファンド	四日市市	公益信託	団体	直接事業費 運営費・人件費補助部門あり	80～90%、 定額	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	有り	報告会、書類公開
公益信託いわてNPO基金	岩手県	公益信託	団体・個人	直接事業費	定額、 10分の8	第三者機関	公開審査会	無し	報告会
こうちNPO地域社会づくりファンド	高知県	公益信託	団体	直接事業費	2分の1	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	有り	報告会
公益信託高知市まちづくりファンド	高知市	公益信託	3人以上の団体	直接事業費	定額、 4分の3	第三者機関	公開審査会	有り	発表会
埼玉県NPO基金	埼玉県	条例による基金	NPO法人、申請中団体	直接事業費 人件費の一部対象	定額、 5分の4	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	有り	報告会、書類公開
公益信託にいがたNPOサポートファンド	新潟県	公益信託	NPO法人	直接事業費 人件費の一部対象	2分の1	第三者機関	公開審査会	有り	選考結果
杉並区NPO活動資金助成(杉並区NPO支援基金)	杉並区	条例による基金	登録NPO法人	直接事業費 人件費の一部対象	事前に規定しない	第三者機関	書類審査	無し	書類公開
かながわボランティア活動推進基金21	神奈川県	条例による基金	団体	直接事業費	2分の1	第三者機関	公開プレゼンテーション後、非公開審査	有り	書類公開

5. 融資制度

NPOが事業活動を推進する上で必要となる運転資金や設備資金を融通するため、金融機関と協力して実施する融資制度をもっている自治体もいくつかあります。

ここでは、主にNPO法人を対象につくられた制度を紹介しますが、自治体によってはこれまで中小企業などを対象としていた制度をNPO法人などにも適用するケースもあります。

県(市)名	山形県	群馬県	栃木県
名称	雇用創出NPO支援資金	NPO活動支援整備基金	NPO活動基盤サポート資金融資制度
資金使途	設備資金、運転資金	(1) 設備資金 (2) 運転資金	(1) 運転資金 (2) 事業拡大資金
融資対象	NPO法人	NPO法人	NPO法人
融資限度額	500万円以内	(1) 2,000万円 (2) 500万円	(1) 300万円 (2) 2,000万円
融資期間	5年(据置1年)以内	(1) 建物10年(据置1年)以内。その他一般事務機器等7年(据置1年)以内 (2) 5年(据置1年)以内	(1) 5年(据置1年)以内 (2) 7年(据置1年)以内
融資利率	年1.7%	年1.9%以内	(1) 年1.7% (2) 年1.9%
備考	融資枠2,000万円 山形県労働者信用基金協会の信用保証		法人設立後1年以上

県(市)名	長野県	兵庫県	山口県	広島市
名称	NPO活動振興資金融資	NPO活動応援貸付制度	NPO法人サポート融資	NPO活動支援融資制度
資金使途	設備資金 運転資金	設備資金 運転資金	(1) 設備資金 (2) 運転資金	(1) 設備資金 (2) 運転資金
融資対象	NPO法人	NPO法人又はNPO法人に準ずる団体	NPO法人 (活動歴3年以上)	NPO法人
融資限度額	500万円	50万円～300万円	500万円	500万円以内
融資期間	5年(据置1年)以内	5年(据置6月)以内	(1) 5年 (2) 1年	(1) 5年以内 (2) 1年以内
融資利率	年1.5%	年1.5%	年1.9%	有担保:年1.7 無担保:年2.2%
備考		実施機関:ひょうごボランティアプラザ、1年以上の活動歴	融資枠2億円 山口県福祉基金協会の債務保証	融資枠5,000万円

6. 協働事業提案制度

NPOとの協働やパートナーシップの推進に向けて、NPOの企画提案を生かした事業提案制度への取り組みが広がってきています。

	開始時期	選考(採択)前の両者協議	NPOからの事業提案の検討手法	事業実施時期	事業規模	資金提供の形態(どこの予算か)
秋田県 NPO企画提案事業	H16	無し	県民文化政策課(NPO担当課)と所管課との協議	当該年度	上限なし	NPOへの事業委託(基金事業)
埼玉県 NPO協働提案推進事業	H16	無し	審査委員会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度	上限400万円	NPOへの事業委託(基金事業で事業課へ執行委任)
千葉県 県とNPOとの協働事業提案	H15	有り	選考委員会(第三者機関)を設置し、審査	翌年度	上限なし(ただし、提案NPOの前年度支出の2/3を超えないこと)	事業ごとに決定(事業課予算)
神奈川県 協働事業負担金	H13	有り	選考会(第三者機関)を設置し、審査	翌年実施	上限1000万円	NPOへの負担金(基金事業)
長野県 NPOからの協働事業提案制度	H16	有り	提案事業に係る部局で検討の上、1ヶ月以内に回答(必要に応じてワーキンググループで協議)	決定後速やかに実施	上限なし	事業ごとに決定(事業課予算)
岐阜県 協働型県民活動促進事業	H13	無し	審査会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度	事業ごとに決定(ただし、金銭支援以外)	事業ごとに決定(財団から提供)
静岡県 NPOアイデア活用推進事業	H13	H15から一部あり	事業課が独自に決定	決定後速やかに実施	上限なし	事業ごとに決定(事業課予算)
愛知県 NPO企画提案型協働モデル事業	H16	無し	選定委員会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度(後半)	上限200万円(テーマによっては)	NPOへの事業委託(NPO担当課予算)
三重県 NPOからの協働事業提案募集	H15	有り	選考委員会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度(後半)及び翌年度	事業ごとに決定	事業ごとに決定(事業課予算)
大阪府 提案公募型事業	H12	無し	選考委員会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度	上限(委託料)250万円、(公募事務費)30万円	NPOへの事業委託(NPO担当課予算事業課へ配当)
奈良県 県とNPOとの協働事業提案	H16	無し	審査委員会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度(後半)及び翌年度	上限概ね100万円	事業ごとに決定(基金事業)
和歌山県 NPOからのふるさとづくり企画提案	H14	無し	選考委員会(第三者機関)を設置し、審査(テーマ部門はテーマ担当課を含めた行政関係者の審査)	当該年度	上限100万円程度	NPOへの事業委託(事業課予算)
愛媛県 NPOとの協働事業推進に係る企画提案募集	H15	無し	事業課が提案団体と協議の上で決定	当該年度(後半)及び翌年度	事業ごとに決定	事業ごとに決定(事業課予算)
高知県 NPOと行政との協働推進事業	H16	有り	審査会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度(後半)及び翌年度	事業ごとに決定(ただし、当該年度については、補助事業のみ、上限100万円程度)	当該年度はNPO担当課予算、翌年度は事業課予算
長崎県 ながさきパートナーシップ創造事業	H15	有り	判定会(第三者機関)を設置し、審査後、長崎県NPO・ボランティア活動推進本部会議で決定	当該年度	上限100万円	事業ごとに決定(NPO担当課予算)
大分県 NPOパートナーシップ推進事業	H16	無し	選定委員会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度	上限100万円	NPOへの事業委託(NPO担当課予算)
名古屋市 NPO提案公募型協働事業	H16	無し	選定委員会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度		NPOへの事業委託(NPO担当課予算)
大和市 協働事業提案	H15	有り	協働推進会議(第三者機関)から市長へ提言、その後市長が検討	協議が整った時点から	事業ごとに決定	必要に応じてNPOへの負担金(事業課予算)
豊中市 協働事業提案制度	H16	有り	市民公益活動推進委員会(審議会)と市が協議	翌年度(原則)	事業ごとに決定	事業ごとに決定(事業課予算)
石川県 NPO協働推進モデル事業	H14	無し	選考委員会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度	上限150万円	NPOへの事業委託(NPO担当課予算)
香川県 NPO提案型協働事業委託事業	H15	無し	選考委員会(第三者機関)を設置し、審査	当該年度	上限200万円	NPOへの事業委託(NPO担当課予算)

1. 公益法人制度改革

「公益法人改革」は、2000年のKSD事件をきっかけに動き出し、従来の公益法人を「非営利法人」に移行することで、所管官庁と天下り先の公益法人との癒着を断ち、民間非営利活動を促進することを目的に検討が始められている。その一方で、公益法人の監督を強化しようとするねらいも見受けられる。

2003年2月、政府は、「公益法人(社団法人・財団法人) 中間法人、NPO法人の3つの制度を廃止して『非営利法人』という新しい法人に一本化し、寄附収入や会費収入を課税対象にする」という方針案を示した。

この3法人統合案に対して全国のNPO関係者は反発した。そうした動きを受けて、政府が示した基本方針は、「公益法人は廃止して、非営利法人とする。中間法人およびNPO法人の統合は検討課題とし、課税に関しても検討課題とする」という重要課題を先送りする内容となった。その後、政府は検討機関として「有識者会議」を設置し、検討を進めてきた。

2004年7月に、政府は有識者会議に対して、新しい非営利法人制度の青写真を示した。新しい制度の基本的な枠組みは次の通りとなっている。この中で、NPO法人のこの制度への統合や、課税関係については明確に言及されていない。

- 1) 公益法人制度は廃止し、新しく「非営利法人制度」をつくる。
- 2) 新しい非営利法人制度は二階建てで、一階の「非営利法人」と二階の「公益性のある非営利法人」から構成される。
- 3) 一階の「非営利法人」は、二人以上の会員がいれば登記するだけで法人になれる。
- 4) 「非営利法人」は第三者機関の認定で、二階の「公益性のある非営利法人」に移ることができる。
- 5) 「公益性のある非営利法人」は厳しい管理基準が要求されるが、同時に優遇措置がある。
- 6) 中間法人は、新しい非営利法人に統合する。

なお、この政府の素案は税制も含めて2004年12月末までにまとめられる見通しとなっており、法的措置は2006年3月までに講じられる予定。

【公益法人制度改革の動き 年表】

- 2000年12月 「行政改革大綱」を閣議決定。「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革」
- 2001年4月 行政改革推進事務局が「行政委託型公益法人等改革の視点と課題」を公表。行政委託型にとどまらず、公益法人制度の抜本改革に必要性を提言。
- 2001年7月 行政改革推進本部が「公益法人制度についての問題意識～抜本的改革に向けて」を公表。
- 2002年3月 「公益法人制度の抜本的改革に向けた取り組みについて」を閣議決定
- 2002年8月 行政改革事務局は、「公益法人制度の抜本的改革に向けて(論点整理)」を公表。パブリックコメントを募集。
- 2002年11月 行政改革推進事務局に「公益法人制度の抜本的改革に関する懇談会」を設置。法人制度部分の検討を開始。
政府税制調査会は、基礎問題小委員会の下に「非営利法人課税ワーキンググループ」を設置。税制部分の検討を開始。
- 2003年2月14日 政府の税制調査会のメンバーである堀田力氏(さわやか福祉財団)が、税調で新非営利法人に対する課税強化の方針がまとまりつつあることに対して「非営利法人制度改革に対し意見を」と異例の呼びかけ文を公表。
- 2003年2月～3月 各地のNPO支援センターが中心となり、全国20箇所以上で公益法人制度改革の問題点や課税強化に警戒する集会が開かれる。
- 2003年3月10日 自民党行政改革推進本部公益法人委員会が、公益法人制度改革に関して、当面はNPO法人を除外するよう政府に申し入れ。
- 2003年6月27日 「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」を閣議決定。当面、NPO法人は改革の対象外に。
- 2003年11月25日 内閣官房行政改革推進事務局に「公益法人制度改革に関する有識者会議(座長・福原義春資生堂名誉会長)を設置
- 2004年3月29日 公益法人関係者など25団体による「公益法人制度改革問題連絡会」が発足(現在は29団体)
- 2004年3月31日 「公益法人制度改革に関する有識者会議」が「議論の中間整理」を公表。パブリックコメント募集。
- 2004年7月15日 「公益法人制度改革に関する有識者会議」で、創設される非営利法人制度の概要と論点が示された資料が提示される。

(今後の予定)

2004年末までを目途に、非営利法人制度の基本的枠組みを具体化。

2005年度末(平成17年度末)までに法制上の措置等を講ずることを目指す。

雨宮孝子氏(明治学院大学)作成の資料に、シーズが加筆。



2. 国のNPO関連施策

国の深刻な財政難に伴って、従来型の補助金制度と異なり、よりよい提案に資金を投入していくといった補助金制度が各省庁の施策に見られるようになってきた。

そのうち、NPOが直接申請できるものや、申請者は自治体だが事業の実施時にNPOとの連携が加わっているなどのプログラムが増えてきている。

【NPO関連施策例】

- ・ 構造改革特区計画の認定制度
- ・ 地域再生推進のためのプログラム
- ・ まちづくり交付金（国土交通省）
- ・ ふるさとづくり事業（総務省）
- ・ わがまちづくり支援事業（総務省）
- ・ 地域情報化モデル事業交付金（eまちづくり交付金）（総務省）
- ・ 地域イントラネット基盤施設整備事業（総務省）
- ・ 中心市街地活性化事業（経済産業省）
- ・ エコタウン事業（経済産業省）
- ・ 介護予防・地域支え合い事業（厚生労働省）
- ・ 放課後児童健全育成事業（厚生労働省）
- ・ ふれあいのまちづくり事業（厚生労働省）
- ・ スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業（文部科学省）

3. 指定管理者制度

～ 地方自治法改正による「指定管理者制度」の導入～

「公の施設」の管理運営については、従来、地方公共団体の出資法人や公共団体等への委託（管理委託制度）に限られていましたが、地方自治法の一部改正（H15.6.13公布 H15.9.2施行）により「指定管理者制度」が導入され、民間事業者も含めた幅広い団体に「公の施設」の管理運営を委ねることが可能となりました。

制度の目的は？

指定管理者制度の目的は、「多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る（H15.7.1総務省自治行政局長通知）」ことです。

適正な管理を確保するために…

管理主体の公共性の要件をはずす一方で、施設の適正な管理を確保するため、住民の「平等利用の確保」や「差別的取扱いの禁止」等について、法律で直接義務付けるとともに、条例で「指定の手続き」、「管理の基準」、「業務の範囲」を具体的に定めることとしています。

また、地方公共団体の長は、施設の管理の適正を期すために指定管理者に必要な指示をすることができ、これに従わないときはその指定を取り消すこともできるとして、その実効性を担保しています。

指定管理者の権限（「使用許可」など）について

指定管理者の権限については、条例で具体的に定めます。例えば、施設の「使用許可」などは、従来、地方公共団体の長の権限でしたが、条例で、指定管理者の「業務の範囲」に含めることにより、管理権限の一環として行うことが可能となります。

（注）指定管理者の権限外の事項

- ・施設の基本的な利用条件の設定 設置者である地方公共団体が条例で定めます。
- ・使用料の強制徴収、行政財産（施設）の目的外使用許可 地方公共団体の長の権限です。

「指定管理者制度」の導入の時期は？

改正地方自治法の施行（H15.9.2）後に新設する施設については新設時から、また現在、管理委託をしている「公の施設」については、法施行日から3年以内（H18.9.1）までに、「指定管理者制度」に移行する必要があります。

（注）現在、公共的団体に管理委託しているものを、直轄管理にする場合を除きます。

全国における導入状況

平成16年4月現在、都道府県では11団体、政令市では8団体が導入済みであり、都道府県の35団体、政令市の3団体が導入予定としています。

管理委託制度（改正前）と指定管理者制度（改正後）との違い

	管理委託制度（改正前）	指定管理者制度（改正後）
性質	「委託契約」に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行わせるもの	管理に関する権限を「委任」して代行させるもの 委任...行政処分
管理主体	“管理受託者” 法令上、公共団体、公共的団体、政令で定める出資法人に限定	“指定管理者” 株式会社など民間事業者を含む幅広い団体が対象（個人は除く）
管理主体の選定・指定	入札又は随意契約により選定	議会の議決により、期間を定めて指定 予め企画提案方式などによる候補者の選考を行うが、入札は不可
設置管理条例で規定すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・委託の相手方 ・委託の条件 	指定管理者の指定の手続 （通則的な条例を制定しても可） 指定管理者が行う管理の基準業務の範囲 その他必要な事項
使用許可権限と責任	施設の管理権限及び責任は設置者である地方公共団体が有しており、 <u>使用許可権限は受託者に委託できない</u>	条例で「業務の範囲」に使用許可権限を含めた場合、 <u>指定管理者が使用許可でき、またその責任も負う</u>
利用料金制（*）	従来より可能 利用料金は、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を得て管理受託者が定める	可能 利用料金は、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を得て指定管理者が定める
契約書・協定書で規定すべき事項	“契約書” <ul style="list-style-type: none"> ・委託業務の内容 ・委託料の額及び支払方法 	“協定書” <ul style="list-style-type: none"> ・委託料の額及び支払方法 ・施設内の物品の所有権 ・その他、細目的事項

（*）利用料金制...公の施設の利用に係る料金を管理主体が自らの収入として収受する制度